

「素形材産業適正取引ガイドライン」改訂案 新旧対照表（傍線は改正部分）

改正案	現行																																				
目次	目次																																				
はじめに 素形材産業取引ガイドラインについて	はじめに 素形材産業取引ガイドラインについて																																				
第1章 [略]	第1章 [略]																																				
第2章 取引事例に係る主な意見と関連法規等に関する留意点及び目指すべき取引方法	第2章 取引事例に係る主な意見と関連法規等に関する留意点及び目指すべき取引方法																																				
1. ～3. [略]	1. ～3. [略]																																				
4. 原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）、 <u>労務費、運送費</u> 等のコスト増の転嫁 [略]	4. 原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）、 <u>運送費、労務費</u> 等のコスト増の転嫁 [略]																																				
第4章 本ガイドラインの <u>展開</u> [略]	第4章 本ガイドラインの <u>今後の展開</u> [略]																																				

はじめに 素形材産業取引ガイドラインについて	はじめに 素形材産業取引ガイドラインについて																																				
[略]	[略]																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>改訂理由・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年6月</td> <td>策定</td> </tr> <tr> <td>平成20年12月</td> <td>一部改訂</td> </tr> <tr> <td>平成26年3月</td> <td>消費税率引上げによる消費税転嫁、グローバル化に伴う海外日系企業に関する対応等を盛り込む改訂</td> </tr> <tr> <td>平成27年3月 平成28年5月</td> <td>ガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂</td> </tr> <tr> <td>平成29年3月</td> <td>「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払条件の改善」への対応を踏まえた改訂</td> </tr> <tr> <td>平成30年5月 平成31年4月</td> <td>「未来志向型の取引慣行に向けて」及びガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月</td> <td>「型取引の適正化推進協議会」報告書を踏まえた改訂</td> </tr> <tr> <td><u>令和4年9月</u></td> <td><u>振興基準の改正を踏まえた改訂</u></td> </tr> </tbody> </table>	時期	改訂理由・内容	平成19年6月	策定	平成20年12月	一部改訂	平成26年3月	消費税率引上げによる消費税転嫁、グローバル化に伴う海外日系企業に関する対応等を盛り込む改訂	平成27年3月 平成28年5月	ガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂	平成29年3月	「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払条件の改善」への対応を踏まえた改訂	平成30年5月 平成31年4月	「未来志向型の取引慣行に向けて」及びガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂	令和2年6月	「型取引の適正化推進協議会」報告書を踏まえた改訂	<u>令和4年9月</u>	<u>振興基準の改正を踏まえた改訂</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>改訂理由・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年6月</td> <td>策定</td> </tr> <tr> <td>平成20年12月</td> <td>一部改訂</td> </tr> <tr> <td>平成26年3月</td> <td>消費税率引上げによる消費税転嫁、グローバル化に伴う海外日系企業に関する対応等を盛り込む改訂</td> </tr> <tr> <td>平成27年3月 平成28年5月</td> <td>ガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂</td> </tr> <tr> <td>平成29年3月</td> <td>「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払条件の改善」への対応を踏まえた改訂</td> </tr> <tr> <td>平成30年5月 平成31年4月</td> <td>「未来志向型の取引慣行に向けて」及びガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月</td> <td>「型取引の適正化推進協議会」報告書を踏まえた改訂</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時期	改訂理由・内容	平成19年6月	策定	平成20年12月	一部改訂	平成26年3月	消費税率引上げによる消費税転嫁、グローバル化に伴う海外日系企業に関する対応等を盛り込む改訂	平成27年3月 平成28年5月	ガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂	平成29年3月	「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払条件の改善」への対応を踏まえた改訂	平成30年5月 平成31年4月	「未来志向型の取引慣行に向けて」及びガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂	令和2年6月	「型取引の適正化推進協議会」報告書を踏まえた改訂	<u>(新設)</u>	
時期	改訂理由・内容																																				
平成19年6月	策定																																				
平成20年12月	一部改訂																																				
平成26年3月	消費税率引上げによる消費税転嫁、グローバル化に伴う海外日系企業に関する対応等を盛り込む改訂																																				
平成27年3月 平成28年5月	ガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂																																				
平成29年3月	「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払条件の改善」への対応を踏まえた改訂																																				
平成30年5月 平成31年4月	「未来志向型の取引慣行に向けて」及びガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂																																				
令和2年6月	「型取引の適正化推進協議会」報告書を踏まえた改訂																																				
<u>令和4年9月</u>	<u>振興基準の改正を踏まえた改訂</u>																																				
時期	改訂理由・内容																																				
平成19年6月	策定																																				
平成20年12月	一部改訂																																				
平成26年3月	消費税率引上げによる消費税転嫁、グローバル化に伴う海外日系企業に関する対応等を盛り込む改訂																																				
平成27年3月 平成28年5月	ガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂																																				
平成29年3月	「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払条件の改善」への対応を踏まえた改訂																																				
平成30年5月 平成31年4月	「未来志向型の取引慣行に向けて」及びガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂																																				
令和2年6月	「型取引の適正化推進協議会」報告書を踏まえた改訂																																				
<u>(新設)</u>																																					
<p>また、令和元年12月には「未来志向型の取引慣行に向けて」の3つの重点課題に「働き方改革のしわ寄せ防止」「知的財産の保護」が追加された。また、令和3年3月には「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」及び「知的財産取引検討会」の報告書が取りまとめられた。取引の現場において実際にこの成果が活用されるよう、本ガイドラインに盛り込む改訂を行ったところであり、<u>引き続き</u>業界内外に周知徹底を図っていくことが必要である。</p> <p><u>本ガイドラインは</u>、中小企業の多い素形材企業と取引先企業との適正な取引を確保し、我が国素形材企業の健全な発展と競争力の強化を目指すため、素形材業界の代表、ユーザー業界（自動車業界、自動車部品業界、産業機械業界、電機機器業界）の代表、有識者等の審議を経て、経済産業省（事務局：製造産業局素形材産業室）が策定した指針である。</p> <p><u>令和6年4月現在</u>、「素形材産業取引ガイドライン」以外にも、「自動車産業適正取引ガイドライン」、「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」など、19業種のガイドラインが策定されている。</p> <p>[略]</p> <p>我が国の素形材産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業群であるが、その大部分が中小企業であり、取引上の立場も弱い。従来は、取引先（親事業者）との長期的な取引慣行に基づく系列取引が一般的であったが、国内需要の減少と取引先企業のグローバル調達が進展する中で、系列取引は徐々に崩れ、取引先企業と素</p>	<p>また、令和元年12月には「未来志向型の取引慣行に向けて」の3つの重点課題に「働き方改革のしわ寄せ防止」「知的財産の保護」が追加された。また、令和3年3月には「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」及び「知的財産取引検討会」の報告書が取りまとめられた。取引の現場において実際にこの成果が活用されるよう、本ガイドラインに盛り込む改訂を行ったところであり、<u>今後は</u>業界内外に周知徹底を図っていくことが必要である。</p> <p><u>「素形材産業取引ガイドライン」は</u>、中小企業の多い素形材企業と取引先企業との適正な取引を確保し、我が国素形材企業の健全な発展と競争力の強化を目指すため、素形材業界の代表、ユーザー業界（自動車業界、自動車部品業界、産業機械業界、電機機器業界）の代表、有識者等の審議を経て、経済産業省（事務局：製造産業局素形材産業室）が策定した指針である。</p> <p><u>現在</u>、「素形材産業取引ガイドライン」以外にも、「自動車産業適正取引ガイドライン」、「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」など、19業種のガイドラインが策定されている。</p> <p>[略]</p> <p>我が国の素形材産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業群であるが、その大部分が中小企業であり、取引上の立場も弱い。従来は、取引先（親事業者）との長期的な取引慣行に基づく系列取引が一般的であったが、国内需要の減少と取引先企業のグローバル調達が進展する中で、系列取引は徐々に崩れ、取引先企業と素</p>																																				

形材企業との取引上の問題が顕在化するようになった。長期継続的な取引慣行に慣れ親しんだ素形材企業においても適正な取引の確保について関心を持つ必要がある。

〔略〕

素形材企業及び取引先企業においては、適正な取引を追求することが双方にとってメリットを有することをまず認識すべきである。適正な取引が確保されることは、資源の最適配分を実現し、強靱なサプライチェーンを長期的・安定的に構築することにつながり、ひいては我が国ものづくり産業の競争力強化に資するのである。本ガイドラインは、公正な取引の実現により、公正な競争が行われる環境を整えるとともに、素形材企業及び取引先企業の競争力の強化につなげることを目標としている。

こうした観点から、本ガイドラインでは、サプライチェーン全体における適正な取引の実現に向け、あらゆる階層・種類の取引関係を対象としている。大企業－中小企業間の取引に留まらず、中小企業間、大企業間の取引についても同様に取引適正化の対象となる。サプライチェーンの上流における取引改善が下流における取引改善の原資を創出し、下流における取引改善の意思・活動の存在が上流における取引改善の更なる進展を実現するための後押しとなる社会的な雰囲気醸成することによる好循環を目指していく。

第1章 〔略〕

第2章 取引事例に係る主な意見と関連法規等に関する留意点及び目指すべき取引方法

1. 補給品の価格設定

(1)～(2)〔略〕

(3) 目指すべき取引方法

○発注者及び受注者は、補給品の供給について、遅くとも補給品の供給開始前に、以下の項目についてあらかじめ合意し、明確に定めておくこと。これらの項目を補給品の供給開始前に定められない場合には、補給開始後に定期的な協議の場を持つこと。また、発注者は、受注者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じること。

〔略〕

(補給品の供給価格決定にあたり考慮すべき事項の例)

【製造単価】

①経済社会環境要因（量産時と補給時の時点比較）

- ・賃金／人員確保に関する事項（最低賃金の比較、有効求人倍率の比較等）
- ・生産手法の高度化に関する事項（前提とする設備水準・必要投資額の比較等）
- ・原材料価格、エネルギー価格

〔略〕

(4)〔略〕

2. 型等の製作・保管・廃棄・返却費用の負担

(1) 〔略〕

(2) 関連法規等に関する留意点

鋳造、鍛造、金属プレス等に必要となる金型、木型、その他の型（以下「型」という。）や治具の所有者は、発注者である場合と受注者である場合の二通りであるが、いずれにしても、量産後の補給品の支給等に備えて発注者が受注者に対し、型の保管を要請することがある。

〔略〕

(3) 目指すべき取引方法

〔略〕

○「金型取引ガイドライン」（令和4年9月 一般社団法人日本金型工業会）では、主として金型メーカー向けに、金型取引の改善並びに発注者とのパートナーシップの構築を目的とし、独自の取引慣行を持つ金型取引に関連した誤解事例や注意点等を掲載するとともに、金型代金の前払いや現金払いの考え方のほか、手形の支

形材企業との取引上の問題が顕在化するようになった。長期継続的な取引慣行に慣れ親しんだ素形材企業においても適正な取引の確保について関心を持たざるを得なくなりつつある。

〔略〕

素形材企業及び取引先企業においては、適正な取引を追求することが双方にとってメリットを有することをまず認識すべきである。適正な取引が確保されることは、資源の最適配分を実現し、強靱なサプライチェーンを長期的・安定的に構築することにつながり、ひいては我が国ものづくり産業の競争力強化に資するのである。素形材産業取引ガイドラインは、公正な取引の実現により、公正な競争が行われる環境を整えるとともに、素形材企業及び取引先企業の競争力の強化につなげることを目標としている。

こうした観点から、本ガイドラインでは、サプライチェーン全体における適正な取引の実現に向け、あらゆる階層・種類の取引関係を対象としている。大企業－中小企業間の取引に留まらず、中小企業間の取引についても同様に取引適正化の対象となる。サプライチェーンの上流における取引改善が下流における取引改善の原資を創出し、下流における取引改善の意思・活動の存在が上流における取引改善の更なる進展を実現するための後押しとなる社会的な雰囲気醸成することによる好循環を目指していく。

第1章 〔略〕

第2章 取引事例に係る主な意見と関連法規等に関する留意点及び目指すべき取引方法

1. 補給品の価格設定

(1)～(2)〔略〕

(3) 目指すべき取引方法

○親事業者及び下請事業者は、補給品の供給について、遅くとも補給品の供給開始前に、以下の項目についてあらかじめ合意し、明確に定めておくこと。これらの項目を補給品の供給開始前に定められない場合には、補給開始後に定期的な協議の場を持つこと。また、親事業者は、下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じること。

〔略〕

(補給品の供給価格決定にあたり考慮すべき事項の例)

【製造単価】

①経済社会環境要因（量産時と補給時の時点比較）

- ・賃金／人員確保に関する事項（最低賃金の比較、有効求人倍率の比較等）
- ・生産手法の高度化に関する事項（前提とする設備水準・必要投資額の比較等）
- ・原材料価格

〔略〕

(4)〔略〕

2. 型等の製作・保管・廃棄・返却費用の負担

(1) 〔略〕

(2) 関連法規等に関する留意点

鋳造、鍛造、金属プレス等に必要となる金型、木型、その他の型（以下「型」という。）の所有者は、発注者である場合と受注者である場合の二通りであるが、いずれにしても、量産後の補給品の支給等に備えて発注者が受注者に対し、型の保管を要請することがある。

〔略〕

(3) 目指すべき取引方法

〔略〕

（新設）

払サイトを60日以内とすること、金型図面・加工データ等の知的財産の保護等の交渉のポイントが掲載されており、こうしたガイドラインを参考にすることも重要である。

[略]

(4) [略]

3. 分割納品、運送費用の負担

(1) [略]

(2) 関連法規等に関する留意点

①～③ [略]

④ 荷主の立場からの適正取引

[略]

こうしたことから、素形材産業においても、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」並びに「素形材産業における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」に記されているとおり、発荷主・着荷主の双方の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

[略]

(3)～(4) [略]

4. 原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）、労務費、運送費等のコスト増の転嫁

(1) 事業者からの指摘事例

① [略]

② 原材料価格の転嫁が認められない例

[略]

③ 原材料価格の転嫁に長時間掛かる例

[略]

④ 労務費上昇分の価格転嫁が認められない例

[略]

⑤ 運送費等の高騰時に価格の転嫁が認められない例

[略]

(2) [略]

(3) 目指すべき取引方法

○ 原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）等の値上がり、労務費の上昇や、環境保護等のための規制の強化に伴うコスト増は、それが経営努力の範囲内で対応可能なものであるかについて、受注者・発注者双方で十分に協議すること。また、発注者は、これらの価格増に係る価格交渉等について、受注者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じること。

[略]

○ 取引の対象となる物品に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価等についても十分に考慮されること。

○ 労務費について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会）に掲げられている「事業者が採るべき行動／事業者に求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定すること。その際、指針別添「価格交渉の申込み様式（例）」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう十分に協議すること。

[略]

[略]

(4) [略]

3. 分割納品、運送費用の負担

(1) [略]

(2) 関連法規等に関する留意点

①～③ [略]

④ 荷主の立場からの適正取引

[略]

こうしたことから、素形材産業においても、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」に記されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

[略]

(3)～(4) [略]

4. 原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）、運送費、労務費等のコスト増の転嫁

(1) 事業者からの指摘事例

① [略]

② 運送費等の高騰時に価格の転嫁が認められない例

[略]

③ 原材料価格の転嫁が認められない例

[略]

④ 原材料価格の転嫁に長時間掛かる例

[略]

⑤ 労務費上昇分の価格転嫁が認められない例

[略]

(2) [略]

(3) 目指すべき取引方法

○ 原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）等の値上がり、労務費の上昇や、環境保護等のための規制の強化に伴うコスト増は、それが経営努力の範囲内で対応可能なものであるかについて、受注者・発注者双方で十分に協議すること。また、親事業者は、これらの価格増に係る価格交渉等について、下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じること。

[略]

(新設)

○ 労務費の上昇があった場合の取引価格の見直し要請に対し、十分に協議が行われていること。特に、人手不足や最低賃金の引上げがあれば、その影響が加味されていること。発注者は、業種、地域等に応じた一般的な賃金の引上げ水準を十分に考慮しつつ、受注者との間の取引対価を決定するものとする。

[略]

○ 大幅な変動等、経済情勢に大きな変化が生じた際に、十分な協議が行われ、取引対価の見直しの検討がなされていること。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁に向けて十分に協議すること。

[略]

なお、原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）等の値上がりや労務費の上昇によるコスト増については、改善が進んでいるものの、いまだ十分な協議が行われていない場合も多との声が根強い。エネルギー価格についてはエネルギー多消費型産業を中心として大きな負担となっている。発注者と受注者はサプライチェーン内で一部の企業に負担のしわ寄せが生じることのないよう、適正な価格転嫁に向けた十分な協議を行うべきである。

(4) [略]

5. 発注者の予算単価・価格による一方的な契約単価・価格の要求

(1) 事業者からの指摘事例

① 一方的な要求

・インターネットの取引システムを通じて、良品判定に係る重要な品質検査基準の改定が事前協議なく一方的に通知された。改定内容を確認すると自動的に承認扱いとされ、品質向上に係る製造コスト等の増加に伴う製品単価の見直しも考慮されていない。

(2) [略]

(3) 目指すべき取引方法

○ 製品の対価については、品質や返品への対応などの条件を加味しながら発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な水準に設定すること。また、発注者は、こうした製品の対価に係る交渉について、受注者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じること。

[略]

(4) [略]

6. 企業努力の適正評価（技術開発成果等を反映した価格形成）

(1) [略]

(2) 関連法規等に関する留意点

① 研究開発の成果に対する正当な評価

「中小企業等経営強化法」（平成 11 年法律第 18 号）の第 48 条は、「研究開発の取扱いに係る取引慣行の改善」を国の施策として推進することとしている。素形材産業における取引は、同法の考え方を踏まえた、研究開発の成果に対し正当な評価を与えるような取引であることが必要である。

② [略]

(3) ～ (4) [略]

7. 不利な契約条件の押し付け

(1) ～ (3) [略]

(4) 具体的なベストプラクティス

①～② [略]

③ 見積条件の明確化による適正化に取り組んでいる例

・有償支給品に自然災害による被害や停電等の他責による品質不良が生じた場合の損失の負担の考え方について、従来は発生した時に都度交渉することとなっていたが、顧客と協議の上、あらかじめ契約書に明記することにした。

(新設)

[略]

なお、原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）等の値上がりや労務費の上昇によるコスト増については、十分な協議が行われていない場合が多いとの声が根強い。エネルギー価格についてはエネルギー多消費型産業を中心として大きな負担となっている。発注者と受注者はサプライチェーン内で一部の企業に負担のしわ寄せが生じることのないよう、適正な価格転嫁に向けた十分な協議を行うべきである。

(4) [略]

5. 発注者の予算単価・価格による一方的な契約単価・価格の要求

(1) 事業者からの指摘事例

① 一方的な要求

(新設)

(2) [略]

(3) 目指すべき取引方法

○ 製品の対価については、品質や返品への対応などの条件を加味しながら発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な水準に設定すること。また、親事業者は、こうした製品の対価に係る交渉について、下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じること。

[略]

(4) [略]

6. 企業努力の適正評価（技術開発成果等を反映した価格形成）

(1) [略]

(2) 関連法規等に関する留意点

① 研究開発の成果に対する正当な評価

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（平成 18 年法律第 33 号）の第 10 条は、「研究開発の取扱いに係る取引慣行の改善」を国の施策として推進することとしている。素形材産業における取引は、同法の考え方を踏まえた、研究開発の成果に対し正当な評価を与えるような取引であることが必要である。

② [略]

(3) ～ (4) [略]

7. 不利な契約条件の押し付け

(1) ～ (3) [略]

(4) 具体的なベストプラクティス

①～② [略]

③ 見積条件の明確化による適正化に取り組んでいる例

(新設)

8. 見積時の予定単価による発注及び発注内容の変更に伴う負担

- (1) ~ (2) [略]
- (3) 目指すべき取引方法

○ 委託事業者は、受託事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。その際、委託事業者は、業種、地域等に応じた一般的な賃金の引上げ水準を十分に考慮しつつ、「労務費の指針」に掲げられている「発注者として採るべき行動/求められる行動」を適切にとった上で、受託事業者との間の取引対価を決定するものとする。また協議においては、できる限り、自社における賃金の引上げ率に見劣りしない水準の賃金の引上げが受託事業者においても実現できるような取引対価の決定に努めるものとする。特に人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して委託事業者及び受託事業者が十分に協議した上で取引対価を決定することが望ましい。

- (4) [略]

9. ~ 10. [略]

11. 検収遅延・手形交付等

(1) 事業者からの指摘事例

- ① [略]
- ② 費用の支払なしにやり直しが求められる例
[略]

・良品判定に係る検査基準を一方的に変更された。発注者はやり直しを直接求めないが、受注側としては変更された検査基準をクリアする品質となるよう事実上のやり直しを受け入れざるを得ない。

[略]

(2) 関連法規等に関する留意点

- ①~② [略]
- ③ 手形交付

下請法又は下請振興法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、下請振興法の振興基準では、少なくとも賃金に相当する分については、全額現金で支払うこととされている。一方、手形による支払も認められているが、著しく長いサイトの手形など、割引困難な手形の交付は、受注者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法4条2項2号により禁止されている。

公正取引委員会及び中小企業庁は、従来、下請法に基づき、手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権）のサイトについて、繊維業は90日、その他の業種については120日を「指導基準」として、これを超える長期のサイトの手形等を割引困難な手形に該当するおそれがあるとして指導してきたが、改めて各業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、令和6年11月1日以降に交付された手形等について、業種を問わず60日に変更した新たな指導基準に基づき対応することを令和6年4月30日に公表している。今般の指導基準の変更に伴い、手形等を振り出す事業者がそのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る手形等のサイトが短縮されることが重要であり、下請法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要がある。とりわけ、大型機器や金型の製造など納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者側は支払手段の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めることが重要である。

- (3) 目指すべき取引方法
[略]

○金型業界においては、いまだに検収後の支払（現金又は手形）という取引慣行が一般的であるが、「金型取引ガイドライン」等を参考とし、発注者は、受注者から要請があった場合には、金型製造の進捗状況に応じて着手金、前払金等を支払うこと。

[略]

8. 見積時の予定単価による発注及び発注内容の変更に伴う負担

- (1) ~ (2) [略]
- (3) 目指すべき取引方法

○ 委託事業者は、受託事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じることが望ましい。特に人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して委託事業者及び受託事業者が十分に協議した上で取引対価を決定することが望ましい。

- (4) [略]

9. ~ 10. [略]

11. 検収遅延・手形交付等

(1) 事業者からの指摘事例

- ① [略]
- ② 費用の支払なしにやり直しが求められる例
[略]
(新設)

[略]

(2) 関連法規等に関する留意点

- ①~② [略]
- ③ 手形交付

下請法又は下請振興法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、下請振興法の振興基準では、少なくとも賃金に相当する分については、全額現金で支払うこととされている。一方、手形による支払も認められているが、著しく長いサイトの手形など、割引困難な手形の交付は、受注者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法4条2項2号により禁止されている。公正取引委員会及び中小企業庁は、関係事業者団体に対し、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日中小企業庁長官・公正取引委員会事務総長）を発出し、おおむね3年以内（令和6年）を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とすることなどの要請を行っている。また、現在まで、公正取引委員会及び中小企業庁は、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間（繊維業90日・その他の業種120日）を超える長期の手形を割引困難な手形に該当するおそれがあるとして指導してきたが、この要請に伴い、今後、「おおむね3年以内を目途に当該期間を60日とすることを前提として、見直しの検討を行う」こととしている。中小企業庁は、「取引適正化に向けた5つの取組について（令和4年2月10日）」を公表し、約束手形の2026年までの利用廃止に向けた道筋を示したところであり、令和4年7月の振興基準の改定において、特に約束手形はできる限り利用せず、現金による支払いに切り替えるよう努めるものとしている。

- (3) 目指すべき取引方法
[略]

○金型業界においては、いまだに検収後の支払（現金又は手形）という取引慣行が一般的であるが、発注者は、受注者から要請があった場合には、金型製造の進捗状況に応じて前払金等を支払うこと。

[略]

(4) 具体的なベストプラクティス
② 支払条件の変更を交渉し改善された例
[略]
・金型は材料費等製作過程で受注者側が負担する金額が大きく、納品までに要する期間が長期にわたる場合もある。海外との取引では金型代金の前払いを受けている。国内の取引では切り出しにくかったが、「金型取引ガイドライン」を営業に持たせており、前払いの交渉がしやすくなった。高額な金型では国内でも前払いの話が出始めている。

1 2. 有償支給材の早期決済及び在庫保管
(1) ~ (3) [略]
(4) 具体的なベストプラクティス
①~② [略]
③有償支給品の損失に関する負担についてルールを導入した例
・自然災害による被害や停電等の他責による品質不良が生じた場合の損失の負担の考え方について、従来は発生した時に都度交渉することとなっていたが、顧客と協議の上、あらかじめ契約書に明記することにした。
[略]

1 3. 図面・ノウハウの流出
(1) ~ (2) [略]
(3) 目指すべき取引方法
○ 知的財産取引を適正に推進するため、「知的財産取引に関するガイドライン」(令和3年3月、中小企業庁)に掲げられている「基本的な考え方」に基づき、知的財産権等(知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等(ノウハウを含む。))をいう。)に係る取引を行うこと。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、同通達附属資料「契約書ひな形」の活用を推奨する。
[略]
(4) [略]

1 4. [略]

1 5. 書面交付義務
(1) ~ (3) [略]
(4) 具体的なベストプラクティス
・発注者からの要請により認証取得していた ISO9001 について、従来、適正取引への活用は不十分だったが、ISO9001 の経営者の責務として明記されているマネジメントシステムの確立、実施、維持、改善のための目標設定に係る要求事項に即して発注者に書面を交付するよう依頼したところ、改善がなされた。
(削る)

(4) 具体的なベストプラクティス
② 支払条件の変更を交渉し改善された例
[略]
(新設)

1 2. 有償支給材の早期決済及び在庫保管
(1) ~ (3) [略]
(4) 具体的なベストプラクティス
①~② [略]
(新設)

[略]

1 3. 図面・ノウハウの流出
(1) ~ (2) [略]
(3) 目指すべき取引方法
○ 知的財産取引を適正に推進するため、「知的財産取引に関するガイドライン」及び契約書ひな形(令和3年3月、中小企業庁)(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html)が作成されたところであり、これらを踏まえて取引を行うこと。

[略]
(4) [略]

1 4. [略]

1 5. 書面交付義務
(1) ~ (3) [略]
(4) 具体的なベストプラクティス
・ISO9001 の導入については発注者の要請により認証取得したものの、適正取引に向けた取組には活用が不十分だったが、ISO 規定に即して発注者に書面を交付するよう依頼したところ、改善がなされた。

(解説) ISO9001 の 7.2.2 では「組織は、製品に関する要求事項をレビューすること」が求められており、通常製品に関する顧客からの要求は、仕様書や契約書という書面にて示されることが一般的である。7.2.2 では、顧客から必ず書面で要求内容を示してもらうこととしていないが、規格の文章には「顧客がその要求内容を書面で示さない場合には、組織は顧客要求事項を受諾する前に確認すること」と記述されている。このことから、ISO9001 の認証取得組織の多くが、顧客に書面での要求内容の提示を求めており、組織内の規定でもそのように定めている。認証機関は、組織自らが文書・記録(書面)の作成又は維持することを定めていれば、それが満たされているかどうか確認し、それが満たされていない場合、認証機関は組織に対して「不適合」を指摘する。この指摘で即、認証取り消しになるわけではないが、指摘を受ければ、組織は修正と是正を実施しなければならず、これを怠れば、認証取り消しになる。

第3章 [略]

第4章 本ガイドラインの展開

[略]

・素形材企業及びユーザー企業は、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努める。

[略]

具体的には、以下の取組、活動等を関係企業等の協力を得ながら進めていく。

[略]

参考1～3 [略]

参考4 下請中小企業振興法及び振興基準について

(1)～(2) [略]

(3) 振興基準について

[略]

振興基準は、昭和46年3月12日に策定・公表され、その後の経済情勢の変化等を踏まえて改正されている。

直近では、令和6年3月25日、労務費の指針に基づく発注側・受注側の行動に関する事項や原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すことに関する事項等が改正された。

(参考) 振興基準の近年の改正

平成28年12月14日には、「未来志向型の取引慣行に向けて(平成28年9月15日公表)」に基づき、取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化など、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記するなど、所要の改正が行われた。平成30年12月には、取引適正化のフォローアップ調査結果等を踏まえ、新たな課題に対応するため、契約条件の明確化と書面交付、大企業間の取引における支払方法、下請事業者が製造した型代金の支払方法、働き方改革の実現を阻害するような取引慣行の改善、事業承継や天災等への対応について追記するなど、所要の改正が行われた。令和2年1月には、令和元年12月に取りまとめられた型取引の適正化推進協議会報告書の内容を踏まえ、型取引の適正化に関する記載が改められた。取りまとめられた本ガイドラインは振興基準に則して運用していく。さらに、令和3年3月には、「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」及び「知的財産取引検討会」の結果を踏まえ、手形等のサイト及びコスト、知的財産の取り扱いに関する記載が改められた。

[略]

第3章 [略]

第4章 本ガイドラインの今後の展開

[略]

・下請企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努める。

[略]

具体的には、今後、以下の取組、活動等を関係企業等の協力を得ながら進めていく。

[略]

参考1～3 [略]

参考4 下請中小企業振興法及び振興基準について

(1)～(2) [略]

(3) 振興基準について

[略]

振興基準は、昭和46年3月12日に策定・公表され、その後の経済情勢の変化等を踏まえて改正されている。

平成28年12月14日には、「未来志向型の取引慣行に向けて(平成28年9月15日公表)」に基づき、取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化など、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記するなど、所要の改正が行われた。平成30年12月には、取引適正化のフォローアップ調査結果等を踏まえ、新たな課題に対応するため、契約条件の明確化と書面交付、大企業間の取引における支払方法、下請事業者が製造した型代金の支払方法、働き方改革の実現を阻害するような取引慣行の改善、事業承継や天災等への対応について追記するなど、所要の改正が行われた。令和2年1月には、令和元年12月に取りまとめられた型取引の適正化推進協議会報告書の内容を踏まえ、型取引の適正化に関する記載が改められた。取りまとめられた本ガイドラインは振興基準に則して運用していく。さらに、令和3年3月には、「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」及び「知的財産取引検討会」の結果を踏まえ、手形等のサイト及びコスト、知的財産の取り扱いに関する記載が改められた。

[略]